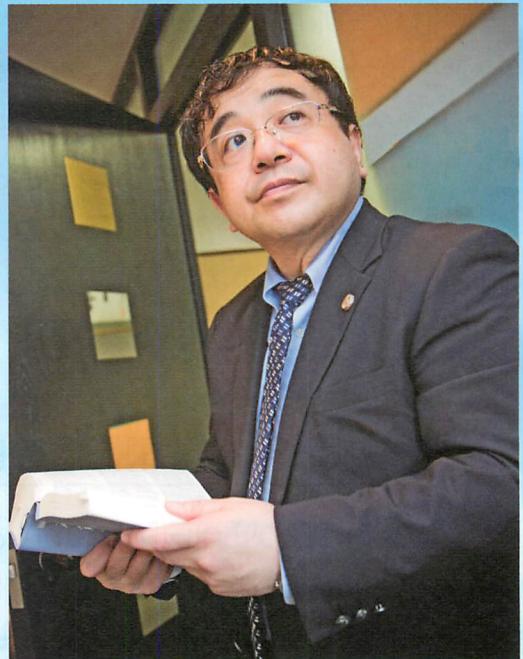


# 第50回 2024年 2.11信教・思想・報道の自由を守る 宮城県民集会

## 講演

### 「なぜ、入管は『外国人』への 人権侵害を続けるのか？」

- すべての人が住みよい社会をめざして -



講師 弁護士 指宿昭一さん

スリランカ人のウィシュマ・サンダマリさんが2021年3月6日、名古屋出入国在留管理局の収容施設で亡くなつたことを通して、人権を顧みない入管の実態が次々と明らかになりました。そのような中で、旧態依然の出入国管理及び難民認定法改正案が成立し施行されようとしています。今回、長くこの問題に取り組んでこられた指宿弁護士を講師にお招きし、その問題点を明らかにし、私たちに何が求められているのかをお話しいただくことになりました。外国人(私たち)が住みよい日本の社会をご一緒に作り上げていきましょう。

■ オンライン同時配信を行います。詳細は裏面をご覧下さい。

2024年 2月12日(月)13時30分

仙台国際センター  
会議棟 大ホール

(地下鉄東西線「国際センター」駅より徒歩1分) 【入場無料】



- ◇ 13時10分より、苦米地サトロさん・宮城のうたごえによる歌があります。  
早めにご来場下さい。
- ◇ 講演会後、デモ行進を行います。ふるってご参加ください。
- ◇ 託児所を設けます。  
当日、受付にお申し出下さい。(無料)



主催：靖国神社国家管理反対宮城県連絡会議

## ● 講 師 指 宿 昭 一 (いぶすきしょういち) さん

1961年生まれ、弁護士。労働法、労働運動に精通。労働組合、解雇、残業代、ハラスメント、労災、外国人労働問題などが得意分野。外国人研修生は労働者であると初めて認めた三和サービス事件地裁・高裁判決、精神疾患に罹患した労働者の解雇を無効とした日本ヒューレット・パッカード事件最高裁判決、難民不認定処分に対して裁判をしたいと言っていた外国人を強制送還したことは裁判を受ける権利を侵害し違法であるとして国に対する賠償請求を認めたスリランカ人強制送還事件東京高裁判決、被差別部落の地名・住所などを記載した書籍の出版は「差別されない権利」の侵害であるとして出版の差止めなどを認めた「全国部落調査」出版差止事件東京高裁判決などを勝ち取っている。

## ● なぜ？「建国記念の日」に集会を開くわけ

2月11日が「建国記念の日」とされる確かな根拠はありません。明治政府が「今から2600年以上前に神武天皇が最初に天皇に即位した日」という神話に由来して決めただけです。ですから1948年7月に「戦後日本の民主主義にふさわしくない」として一度廃止されました。しかし1967年、戦前への回帰をめざす当時の政府がこの日を復活させたのです。

日本国憲法が宣言しているとおり、日本国の主権者は天皇ではなく国民です。私たちは、民主主義や信教・思想・報道の自由を大切にする立場から、「国」とは何か、どういう国を「建てる」べきなのかを考えるために、この集会を開いています。どうぞお集まり下さい。

【インターネット配信での視聴方法】下記のいずれかにアクセスしてください。

☆YouTubeのチャンネル(右のQRコードをご利用ください)

[https://www.youtube.com/channel/UCXUmQBb3ASRxco\\_v0q5ck0g](https://www.youtube.com/channel/UCXUmQBb3ASRxco_v0q5ck0g)

☆ホームページ「2・11信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会」

<http://211miyagi.jimdofree.com/>

☆Facebook 「2・11信教・思想・報道」で検索すると当集会が出てきます。



※ この集会は団体カンパと当日の個人カンパで運営しております。

当日参加できない方は下記口座へのお振込みのご協力をお願い致します。

七十七銀行旭ヶ丘支店普通口座 5280974 「靖国神社国家管理反対宮城県連絡会議」